



保健福祉施設の複合化・多機能化 検討案

1 施設の持つ機能、果たす役割

保健センター、総合福祉センター、地域福祉会館の3施設の複合化のため、各々で実施している機能（業務・サービス）を見直し、新保健福祉施設に求める機能を次のように整理する。



(1) 健康づくりの拠点・・・保健センターとしての機能

子どもから高齢者までライフステージに応じた健康・体力づくりの拠点として、健康診断、健康教育、健康相談等の場や機会を提供する。

【対応するスペース】

- | | |
|--------|-----------|
| • 健診室 | • 予防接種準備室 |
| • 授乳室 | • 多目的ホール※ |
| • 相談室※ | • 調理室※ |
| • 和室※ | • ロビー※ |
| • 事務室 | • 倉庫 |
- (※印は、共用可能スペース)



(2) 高齢者福祉・介護予防の拠点・・・総合福祉センターとしての機能

高齢者が心身ともに健康で生活するために、高齢者の各種相談、健康増進、介護予防を総合的に提供する。また、長寿会活動の拠点とする。

【対応するスペース】

- | | |
|------------|----------------|
| ・多目的ホール※ | ・会議室※ |
| ・オープンスペース※ | ・事務室 |
| ・活動室 | ・相談室※ |
| ・倉庫 | (※印は、共用可能スペース) |

◆複合化する施設間や他の公共施設で重複している業務の見直し

現状の総合福祉センターは、以下の3つの事業を行っている。

- ①高齢者福祉センター（市の指定管理）
- ②在宅高齢者デイサービスセンター（県の指定を受けて社会福祉協議会が運営）
- ③身体障がい者デイサービスセンターあざみ（県の指定を受けて社会福祉協議会が運営）

「①高齢者福祉センター」は、ここ数年の団体利用者は微増しているが、平成25年度の利用者数（24,852人）は、ピーク時である平成11年度（32,967人）と比較すると約25%減となっている。また、個人利用者は固定化傾向にあることから、施設の機能・あり方を検討する時期にきている。

要因：施設で提供する機能と需要の乖離、施設の老朽化など

参考：平成25年度年間経費 約44,000千円/年間

個人 18,349人、団体 6,503人、合計 24,852人、1日平均81人
開館日数 308日

高齢者福祉センターで担っている機能の一部（レクリエーション、入浴、電位治療器等の個人消費的なサービスの提供）は、個人や特定の団体に対する消費的なサービスであり、基本的には適正対価による「民間サービス」として提供される可能性が高いと考えられる。したがって、これらの機能については民間活力の導入も視野に入れるものとする。

社会福祉協議会が主体的に実施している「②在宅高齢者デイサービスセンター」については、市内でも民間事業所によるデイサービス事業が多数展開されており、利用者も減少していることから民間事業への転換を視野に入れる。また、同じく社会福祉協議会が実施している「③身体障がい者デイサービスセンターあざみ」については、民間での参入が十分といえない状況であり、身体障がい者の自立や家族の介護負担の軽減を目的とした重要な事業であることから既存公共施設への機能移転とする。



〈見直し検討案〉

- ・浴室→公設廃止又は民間
- ・食堂→公設廃止又は民間
- ・在宅高齢者デイサービスセンター→民間
- ・身体障がい者デイサービスセンターあざみ→既存公共施設へ機能移転

(3) 地域福祉・ボランティア活動の拠点・・・地域福祉会館としての機能

高齢者や障害者の配食サービスなど様々な福祉サービス事業の実施、またボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点とする。

【対応するスペース】

- ・多目的ホール※
- ・調理室※
- ・倉庫
- ・会議室※
- ・事務室
- ・相談室※

(※印は、共用可能スペース)

(4) 市民交流機能・その他

災害時におけるボランティア活動拠点や市民交流機能の配置も視野に入れるものとする。

◆災害時ボランティア活動拠点

災害時に支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチング活動を行う災害ボランティアセンターの設置など、災害時ボランティア活動拠点となるような防災拠点機能を備える。

【対応するスペース】

- ・屋根付き広場※
 - ・多目的ホール※
- (※印は、共用可能スペース)

◆市民交流機能

施設の複合化にあたっては、単に3つの施設の統合による機能の集約化ではなく、これまでの公共施設の持つ元々の性能に新たな付加価値を加え、利用者数の増加と利便性の向上を図りたいと考える。

ワークショップにおいても提案されている「ヒトとヒトとのつながり」を重視した、多世代間の市民が交流可能となる機能（「市民交流機能」）の設置による魅力的な公共施設となるような空間の創出である。施設に訪れる子育て中の親同士、高齢者同士の交流はもとより、多世代間の交流等を通じてコミュニティづくりの形成や地域再生にもつなげるものである。



この「市民交流機能」については、民間事業者のアイデアや活力の導入を前提とし、公共施設を民間事業者に貸与することで、行政側の運営コストを削減するばかりでなく、賃貸料としての収入も期待できるものである。

なお、民間活力の導入については、施設の計画段階で民間事業者に自由に提案してもらい、実現可能性を探る「サウンディング型市場調査」という手法を用いながら検討する。

【対応するスペース】

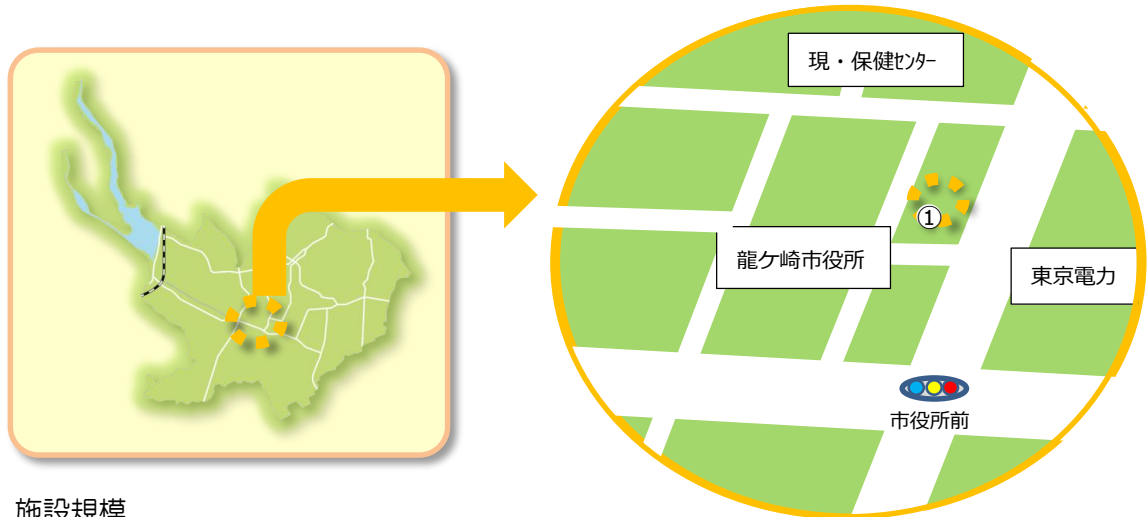
- ・民間貸付スペース
 - ・屋根付き広場※
- (※印は、共用可能スペース)

2 建設地及び施設規模概要

(1) 建設地

新建設地の選定にあたっては、ワークショップでも「行きやすい場所に建設してほしい」という意見が多く寄せられ、具体的には市役所周辺や済生会病院がある龍ヶ岡地区が望ましいという提案を受けたところである。

そこで、市の所有地の状況、交通アクセス、利用者の利便性、行政機能としての効率性等を総合的に検討した結果、市の中心部に位置する市役所周辺を第一候補地とする。

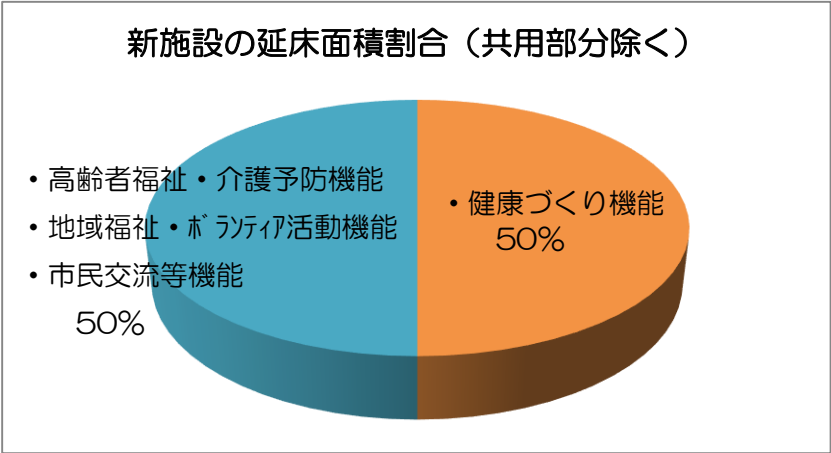


(2) 施設規模

複合化する既存3施設の延床面積は、3,303㎡となっている。

新施設の延床面積は、共用部分の集約により2,500～3,000㎡程度とする。

機能用途別の面積割合（共用部分を除く）は、新施設の核となる健康づくり機能（これまでの保健センターとしての機能）は全体の2分の1程度を専有し、高齢者福祉・介護予防機能（これまでの総合福祉センターとしての機能）、地域福祉・ボランティア活動機能（これまでの地域福祉会館としての機能）、市民交流等機能が、全体の2分の1程度を専有すると考えられる。



多目的ホール、オープンスペース、会議室、ロビー、調理室、娯楽室、相談室などは共有が可能であるため、可能な限り施設の共有化を図るなど効率的に整備する。

- 【共有可能スペース】**
- ・多目的ホール
 - ・会議室
 - ・相談室
 - ・調理室
 - ・和室
 - ・ロビー
 - ・オープンスペース
 - ・屋根付き広場

3 整備スケジュール

新保健福祉施設は、平成 32 年度を目途に供用開始を目指すものとし、整備スケジュールは次のとおりとする。

H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
プラン検討 	基本計画・設計 		実施設計 建築工事 外構工事・備品購入 		供 用 開 始